

第48回「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」

ご説明内容

1. 日 時 平成19年6月6日(水) 18:30～21:30

2. 場 所 柏崎市市民プラザ 風の部屋1, 2, 3

3. 内 容

1) 前回定例会以降の動き

2) 公開勉強会

「なぜ企業は不正に導かれるのか」

- 組織の経済学で考える -

講師：菊澤研宗氏

(慶應義塾大学商学部・大学院商学研究科教授)

3) その他

(6月22日：臨時会 / 7月：基礎講座・発電所視察 /

9月～10月：県外視察)

添付：第48回「地域の会」定例会資料

以 上

第48回「地域の会」定例会資料

前回(5/9)以降の動き

<公表関係>

不適合事象関係

【区分】

- ・ なし

【区分】

- ・ なし

【区分】

- ・ 5月21日 定期検査中の1号機原子炉建屋付属棟(非管理区域)でのけが人の発生について
- ・ 6月6日 定期検査中の2号機タービン制御装置内の制御回路の修正について

【不適合事象の続報・調査結果等】

- ・ 6月5日 柏崎刈羽原子力発電所5号機の原子炉再循環系配管等の評価結果について

定期検査関係

- ・ 5月23日 柏崎刈羽原子力発電所6号機の定期検査開始について
- ・ 6月4日 定期検査中の柏崎刈羽原子力発電所2号機の原子炉起動操作実績について

その他発電所に係る情報

- ・ 5月10日 柏崎刈羽原子力発電所敷地内における環境試料(松葉)からの極微量な人工放射性物質の検出に伴う追加調査結果について
- ・ 5月11日 「放射性物質による汚染を伴う傷病者の診療に関する覚書」の締結について
- ・ 5月21日 「当社発電設備に係る再発防止対策の行動計画についての報告」の提出について
- ・ 5月21日 「法務室」の設置について
- ・ 5月28日 プラント停止中における予期せぬ制御棒引き抜け事象に係るBWR事業者協議会における対応について
- ・ 5月31日 「企業倫理遵守に関する行動基準」の改定について

<参考>

当社原子力発電所の公表基準(平成15年11月策定)における不適合事象の公表区分について

区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象
区分	運転保守管理上重要な事象
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象
その他	上記以外の不適合事象

不適合事象関係

【区分】

- ・ 5月21日 定期検査中の1号機原子炉建屋付属棟（非管理区域）でのけが人の発生について
〔5月18日、定期検査中の1号機原子炉建屋付属棟2階（非管理区域）において、当社社員が右足首をひねりました。病院で診察を受けたところ、右足首のじん帯損傷と診断されております。〕
- ・ 6月6日 定期検査中の2号機タービン制御装置内の制御回路の修正について
〔プレス文添付〕

【不適合事象の続報・調査結果等】

- ・ 6月5日 柏崎刈羽原子力発電所5号機の原子炉再循環系配管等の評価結果について
〔プレス文添付〕

定期検査関係

- ・ 5月23日 柏崎刈羽原子力発電所6号機の定期検査開始について
〔5月24日から6号機の第8回定期検査を開始いたします。なお、当該号機はタービン建屋1階復水器室内にある給水ポンプ軸封部のシール水排水配管からの漏えいを確認したため、4月27日から点検停止中です。〕
- ・ 6月4日 定期検査中の柏崎刈羽原子力発電所2号機の原子炉起動操作実績について
〔平成19年2月19日以来、第12回定期検査を実施してまいりましたが、6月4日、原子炉を起動しましたのでお知らせいたします。〕

その他発電所に係る情報

- ・ 5月10日 柏崎刈羽原子力発電所敷地内における環境試料（松葉）からの極微量な人工放射性物質の検出に伴う追加調査結果について
〔プレス文添付〕
- ・ 5月11日 「放射性物質による汚染を伴う傷病者の診療に関する覚書」の締結について
〔プレス文添付〕
- ・ 5月28日 プラント停止中における予期せぬ制御棒引き抜け事象に係るBWR事業者協議会における対応について
〔プレス文添付〕

〔別 添〕

- ・ 5月21日 「当社発電設備に係る再発防止対策の行動計画についての報告」の提出について
- ・ 5月21日 「法務室」の設置について
- ・ 5月31日 「企業倫理遵守に関する行動基準」の改定について

以上

【運転・定検状況（区分 ）】

平成 19 年 6 月 6 日

定期検査中の 2 号機タービン制御装置内の制御回路の修正について

東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

定期検査中の 2 号機は、6 月 4 日に原子炉を起動し、5 日より今回の定期検査期間に設備更新したタービン制御装置*の確認試験を行っておりましたが、同日午後 6 時頃、当該試験において不調が確認されたことから、原因を調査した結果、当該装置内の制御回路に誤りを確認しました。このため、原子炉起動作業を中断し、当該制御回路のプログラムを修正することといたしました。

当該制御回路の修正を行った後、準備が整い次第起動作業を再開する予定です。

なお、本事象はプラントの安全性に影響を及ぼすものではありません。

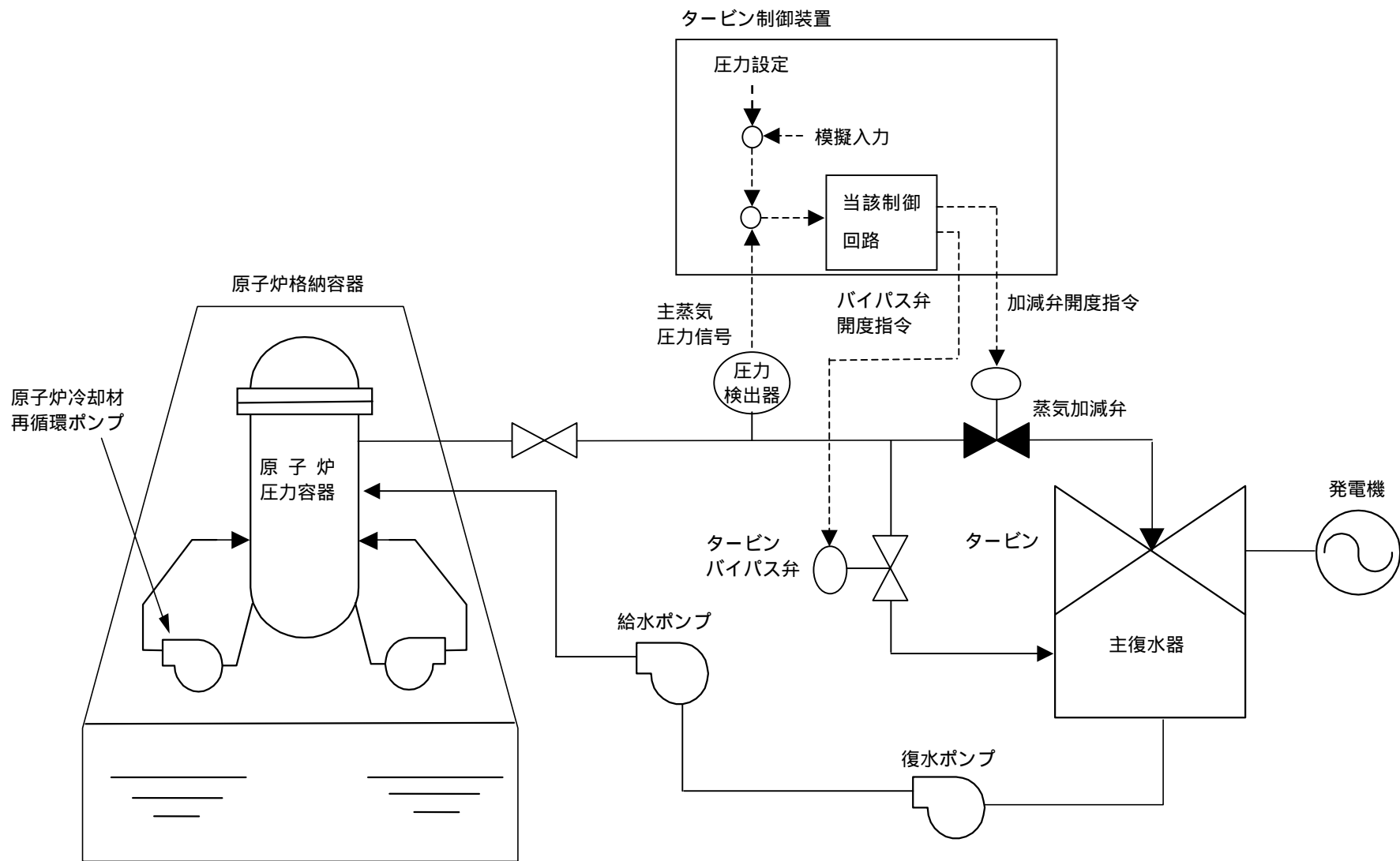
以 上

*：タービン制御装置

タービンの蒸気加減弁、バイパス弁等を制御するための装置。

本件は「不適合事象の公表基準」に従い、区分 の事象として、発生した不適合事象を取りまとめて公表しているものです。

（不適合事象の公表基準：<http://www.tepco.co.jp/kk-np/nuclear/pdf/kijyun.pdf>）



柏崎刈羽原子力発電所 2号機 系統概略図

(お知らせ)

柏崎刈羽原子力発電所 5 号機の原子炉再循環系配管等の評価結果について

平成 19 年 6 月 5 日
東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

当所 5 号機（沸騰水型、定格出力 110 万キロワット）は、第 12 回定期検査中ですが、応力腐食割れ対策^{*1}を実施する予定の原子炉再循環系配管等の 65 継手について、施工前の検査として超音波探傷検査^{*2}を行ったところ、1 継手の 1 箇所には長さ約 103mm、深さ約 4.6 mm のひびが確認されました。

（平成 19 年 1 月 17 日お知らせ済み）

当該継手については、健全性評価制度^{*3}に基づいて評価を行っていましたが、本日、評価期間の限度である 5 年後において技術基準を満足するとともに、31 年後においても同様に満足するという評価結果を経済産業省原子力安全・保安院へ報告いたしました。

当所では、原子炉再循環系配管について計画的な点検および応力腐食割れ対策を順次行っておりますが、当該継手に関しては、健全性評価制度に基づいて健全性を確認したことから継続使用することとし、次回以降の定期検査で継続的に点検してまいります。

なお、運転にあたっては、当該継手については通常の監視に加えて、当該部の温度を監視してまいります。

以上

* 1 : 応力腐食割れ対策

原子炉再循環系配管等の応力腐食割れ対策として、配管溶接時の熱の影響により配管内部に残る応力（引張る力）を高周波誘導加熱という方法により、配管内面を冷却しながら外面を加熱し改善する。

* 2 : 超音波探傷検査

材料の欠陥を検出するための検査であり、欠陥の有無により超音波の反射の仕方が違うことを利用した検査。具体的には 45° 斜角探傷法等による基本探傷を実施し、必要に応じて 2 次クリーピング波法、縦波端部エコー法やフェーズドアレイ法等の検査を行い、ひびの判定やひびの深さ測定を実施することとしている。

* 3 : 健全性評価制度

原子力発電設備の炉心シュラウドや原子炉再循環系配管等の主要な機器にひび等が確認された場合に、その設備の構造健全性を評価するためのルールで、一定期間後のひび等の進展予測と構造強度について定量的に評価する仕組み等を具体的に規定している。

平成 16 年 9 月から、低炭素ステンレス鋼の原子炉再循環系配管等にひび等が確認された場合でも、上記の健全性評価を行い、健全性が確認されれば継続使用が可能となった。なお、健全性評価にあたっては、測定したひびの形状をもとに、運転中にかかる荷重を考慮して疲労や応力腐食割れによるひびの進展予測を行い、さらに、地震時の荷重などによる強度も考慮した配管健全性の確保について評価している。

平成 19 年 5 月 10 日

柏崎刈羽原子力発電所敷地内における環境試料（松葉）からの 極微量な人工放射性物質の検出に伴う追加調査結果について

東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

当所では、環境放射線モニタリング（環境試料中の放射能濃度の測定等）として、四半期ごとに環境試料（松葉）を採取・測定しておりますが、3月10日に採取した当所敷地内15地点^{*1}の松葉のうち1地点から、極微量の人工放射性物質（マンガン54、コバルト58、コバルト60）^{*2}を検出しました。

松葉から検出されたマンガン54、コバルト58およびコバルト60の放射エネルギーは、それぞれ0.1ベクレル^{*3}、0.1ベクレル、3.9ベクレル（放射線量の合計は0.0001ミリシーベルト^{*4}）で、法令に定める一般人の1年間の線量限度（1ミリシーベルト）に比べて極めて低いものであり、周辺環境等への影響はありません。

これまでも発電所からの気体・液体の環境への放出について、法令等に従い管理しておりますが、極微量の人工放射性物質の検出を踏まえて、これまでに採取した地点以外の松葉や土壌について追加調査^{*5}を行うことといたしました。

（平成19年4月6日お知らせ済み）

調査の結果、松葉や土壌からは人工放射性物質（マンガン54、コバルト58、コバルト60）は検出されませんでした。

今後も発電所の運転に際し適切な放出管理を行うとともに、環境安全上問題のないことを確認するため、環境放射線モニタリングを継続してまいります。

なお、追加調査の概要については別紙の通りです。

以 上

* 1：当所敷地内15地点

安全協定にもとづく松葉の採取・測定地点は2地点であるが、この地点の松の成長に伴い、測定に適した松葉の採取が困難になってきたことから、採取の代替地点を検討するために別の12地点でも採取を行っている。また、この他の1地点でも従来から自主的に測定するために採取を行っており、平成18年度第4四半期には合計15地点の松葉を採取している。

採取した松葉は、乾燥させた後に灰化して放射能濃度測定用核種分析装置（ゲルマニウム半導体検出器）等により試料中に含まれる放射性物質の量の測定を実施する。1地点の試料として使用する松葉は約2キログラムで、灰化すると約30グラムになる。

* 2 : マンガン 54、コバルト 58、コバルト 60

いずれも人工放射性物質（核種）であり、原子炉水中の不純物（鉄、ニッケル等の金属材料）の中性子照射による放射化生成物。マンガン 54 の半減期は約 312 日、コバルト 58 の半減期は約 71 日、コバルト 60 の半減期は約 5.3 年。

今回検出された放射性物質の核種および半減期を考慮すると発電所に起因するものと推定される。

* 3 : ベクレル

放射能の大きさを表す単位。自然界にはカリウム 40 などの自然放射性物質があり、食物の摂取により人体にも取り込まれるため、体重 60 キログラムの日本人の場合、約 7,000 ベクレル（うちカリウム 40 が約 4,000 ベクレル）の自然放射性物質が体内に存在している。

* 4 : 放射線量の合計は 0.0001 ミリシーベルト

今回検出された放射エネルギーを仮に体内に取り込んだ場合（経口摂取）でも、その人が受ける放射線量は 0.0001 ミリシーベルトとなる。

* 5 : 追加調査

今回コバルト 60 などの人工放射性物質が検出された地点以外（14 地点）からは同様の人工放射性物質は検出されていないこと、また、検出されたコバルト 60 などは極微量であることから、環境安全上問題となるものではないが、既に松葉を採取している 15 地点以外の 5 地点の松葉および敷地内に設置されているモニタリングポスト 9 地点において土壌（陸土）を採取・測定する。

柏崎刈羽原子力発電所敷地内における松葉からの コバルト 60 の検出に伴う追加調査結果について (概要)

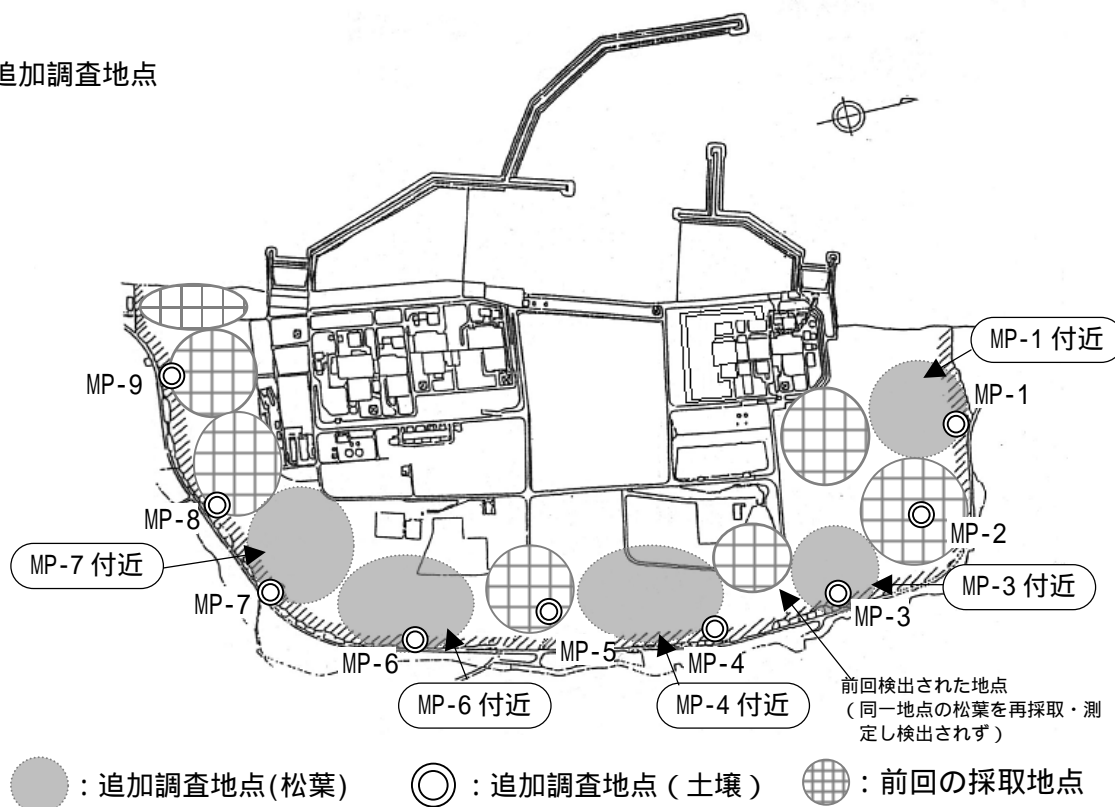
1. 追加採取した松葉および土壌の測定結果

平成 19 年 4 月 10 日～4 月 11 日にかけて、松葉 5 地点、土壌 9 地点から新たに試料を採取し、その後分析を行った結果、コバルト 60 などの人工放射性物質は検出されなかった。

区分	採取地点	放射能量		
		マンガン 54	コバルト 58	コバルト 60
松葉	MP - 1 付近	検出されず	検出されず	検出されず
	MP - 3 付近	検出されず	検出されず	検出されず
	MP - 4 付近	検出されず	検出されず	検出されず
	MP - 6 付近	検出されず	検出されず	検出されず
	MP - 7 付近	検出されず	検出されず	検出されず
土壌	MP - 1	検出されず	検出されず	検出されず
	MP - 2	検出されず	検出されず	検出されず
	MP - 3	検出されず	検出されず	検出されず
	MP - 4	検出されず	検出されず	検出されず
	MP - 5	検出されず	検出されず	検出されず
	MP - 6	検出されず	検出されず	検出されず
	MP - 7	検出されず	検出されず	検出されず
	MP - 8	検出されず	検出されず	検出されず
	MP - 9	検出されず	検出されず	検出されず

* 「MP」はモニタリングポストの略。

2. 追加調査地点



(お知らせ)

「放射性物質による汚染を伴う傷病者の診療に関する覚書」の締結について

平成 19 年 5 月 11 日
独立行政法人
労働者健康福祉機構
新潟労災病院
東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

独立行政法人 労働者健康福祉機構 新潟労災病院（新潟県上越市東雲町 1 - 7 - 12 院長：酒井邦夫）と東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所（新潟県柏崎市青山町 16-46 所長：千野宗雄）は、本日、「放射性物質による汚染を伴う傷病者の診療に関する覚書」を締結しましたのでお知らせします。

独立行政法人 労働者健康福祉機構 新潟労災病院では、「働く人の健康を守り、地域の急性期医療に貢献すること」を理念とし、また、基本姿勢として、良質で安全な医療の提供、患者の権利を尊重した患者中心の医療の提供、地域の急性期医療を担当する高機能病院としての救急医療の実践、働く人の健康の保持・増進、という 4 項目を掲げており、地域医療ならびに勤労者医療の中核病院としての活動を展開しております。

そこで、このたび、県内に所在する原子力発電所において発生の可能性がある放射性物質による汚染（付着）を伴う傷病者の診療について受け入れることといたしました。

東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所では、これまでも、発電所内で保守作業等を行っている際に、放射性物質による汚染を伴うような傷病者が発生した場合は、発電所内で可能な限り放射性物質の除去を行ったうえで、覚書を締結した病院*にて診察をお願いすることになっております。

今回、新たに締結した覚書は、放射性物質による汚染を伴う傷病者が発生した場合に的確な救急医療が行われるよう体制強化を図るために取り交わしたものです。

以上

*：柏崎刈羽原子力発電所においては、新潟県厚生農業協同組合連合会 刈羽郡総合病院（新潟県柏崎市北半田 2-11-3）との間で、平成 12 年 3 月に「放射性物質による汚染を伴う傷病者の診療に関する覚書」を取り交わしている。

(お問い合わせ先)

独立行政法人
労働者健康福祉機構
新潟労災病院
総務課
TEL 025-543-3123

東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所
広報部報道グループ
TEL 0257-45-3131

プラント停止中における予期せぬ制御棒引き抜け事象に係る
BWR事業者協議会における対応について

平成 19 年 5 月 28 日
東北電力株式会社
東京電力株式会社
中部電力株式会社
北陸電力株式会社
中国電力株式会社
日本原子力発電株式会社
電源開発株式会社
株式会社東芝
株式会社日立製作所

BWR事業者協議会^(1)においては、プラント停止中における予期せぬ制御棒の引き抜け事象について、BWRプラント共通の重要な事象であるとの認識のもとに、本事象の対応を検討する作業部会を本年3月に設置して、原因究明と再発防止対策について検討を進めてまいりました。

本事象は、プラント停止中に制御棒駆動機構等の点検や各種検査のために制御棒駆動機構へ駆動水を供給する水圧ラインの弁を多数閉める操作を実施した際に、水圧ラインの系統圧力が上昇することが要因となっています。現在、BWRプラント所有の各電力会社においては、既に本事象の対策として、水圧ラインの圧力上昇防止のためにリターン運転^(2)などを実施しております。

当協議会では、この対策が有効であること、および対策の実施が徹底されていることを確認しておりますが、このたびプラントの安全管理に係る一層の信頼性向上の観点から、添付資料のとおり運用面(ソフト)、設備面(ハード)の両面から更なる再発防止対策を抽出いたしました。

同内容につきましては、本日開催された原子力安全委員会にご報告しております。

現在、BWRプラント所有の各電力会社においては、この対策の実行に向けた具体的な検討に着手しているところです。

当協議会においては、引き続き、安全性、信頼性の向上を目指し、情報共有を図るとともに、共通課題の検討を実施してまいります。

以 上

添付資料

- ・制御棒引き抜け事象に関する対策と今後の対応の概要
- ・BWR事業者協議会の活動について - トラブル情報の共有に係る活動状況 -
(平成19年5月28日原子力安全委員会報告資料)

(1) BWR事業者協議会

本協議会は、わが国のBWR（Boiling Water Reactor：沸騰水型原子炉）プラントの安全性と信頼性をさらに向上させるため、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う新たな枠組みとして平成18年4月24日発足。東北電力株式会社、東京電力株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、日本原子力発電株式会社、電源開発株式会社、株式会社東芝、株式会社日立製作所の9社で構成する。

具体的には、協議会の全体方針を決定する「ステアリング会議」の下にワーキンググループを設置し、トラブル情報の共有や水平展開方針、安全性や信頼性に係わるBWRの共通課題について検討などを行う。(平成18年4月25日お知らせ済み)

(2) リターン運転

水圧ラインから原子炉給水系等に連絡している配管の弁を開けて水圧ラインの圧力上昇を防止する運転。プラント運転中はこの弁を閉めている。

【本件に関するお問合せ先】

- 東北電力(株): 広報・地域交流部 電話 022-225-2111 (代表)
- 東京電力(株): 広報部 電話 03-4216-1111 (代表)
- 中部電力(株): 広報部 電話 052-961-3582 (直通)
- 北陸電力(株): 地域広報部 報道チーム 電話 076-441-2511 (代表)
- 中国電力(株): CSR推進部門 報道担当 電話 082-523-6181 (直通)
- 日本原子力発電(株): 広報室 電話 03-4415-5200 (直通)
- 電源開発(株): 広報室 電話 03-3546-9378 (直通)
- (株)東芝: 広報室 電話 03-3457-2100 (直通)
- (株)日立製作所: コーポレート・コミュニケーション本部 広報部 電話 03-5208-9325 (直通)

制御棒引き抜け事象に関する対策と今後の対応の概要

1．抽出した運用面（ソフト）の対策

- ・ 水圧ラインの弁操作においては、水圧ラインの圧力や制御棒位置等の監視を確実に実施する。
- ・ 水圧ラインの弁操作手順を見直し標準化を図る。
- ・ 水圧ラインの圧力上昇を示す警報が発生した際の対応を明確化する。
- ・ 水圧ラインの弁を多数操作する機会を減らすための手順等も含めてプラント停止中の作業を検討する。

2．抽出した設備面（ハード）の対策

- ・ 水圧ライン圧力の「高」または「低」を検出した際に発生する警報が「高／低」の一つになっているプラントは、制御棒引き抜け防止の対応に重要な「高」警報を明確化するために警報を分離する。
- ・ 一層の信頼性向上のために、仮に水圧ライン圧力が何らかの原因で上昇した場合に自動で圧力上昇を防止するよう詳細検討を実施した上で設備改造を行う。

3．BWRプラント所有の電力会社における今後の対応

- ・ 運用面の対策のうち手順書の改訂等については、各社速やかに進め、順次運用に入る。また、プラント停止中の作業については、今年度上期中を目途にBWR事業者協議会で検討を行い、その結果を踏まえて対応する。
- ・ 設備面の対策のうち警報の分離については、警報が分離されていないプラントは至近の定期検査で実施する。また、水圧ラインの圧力上昇防止に向けた設備の改造は、各社の設備や運用への適合性を勘案し適切な対策を選択した上で順次行う。

プラント停止中における予期せぬ制御棒引き抜け事象に係る
BWR事業者協議会における対応について

平成 19 年 5 月 28 日
東北電力株式会社
東京電力株式会社
中部電力株式会社
北陸電力株式会社
中国電力株式会社
日本原子力発電株式会社
電源開発株式会社
株式会社東芝
株式会社日立製作所

BWR事業者協議会^(1)においては、プラント停止中における予期せぬ制御棒の引き抜け事象について、BWRプラント共通の重要な事象であるとの認識のもとに、本事象の対応を検討する作業部会を本年3月に設置して、原因究明と再発防止対策について検討を進めてまいりました。

本事象は、プラント停止中に制御棒駆動機構等の点検や各種検査のために制御棒駆動機構へ駆動水を供給する水圧ラインの弁を多数閉める操作を実施した際に、水圧ラインの系統圧力が上昇することが要因となっています。現在、BWRプラント所有の各電力会社においては、既に本事象の対策として、水圧ラインの圧力上昇防止のためにリターン運転^(2)などを実施しております。

当協議会では、この対策が有効であること、および対策の実施が徹底されていることを確認しておりますが、このたびプラントの安全管理に係る一層の信頼性向上の観点から、添付資料のとおり運用面(ソフト)、設備面(ハード)の両面から更なる再発防止対策を抽出いたしました。

同内容につきましては、本日開催された原子力安全委員会にご報告しております。

現在、BWRプラント所有の各電力会社においては、この対策の実行に向けた具体的な検討に着手しているところです。

当協議会においては、引き続き、安全性、信頼性の向上を目指し、情報共有を図るとともに、共通課題の検討を実施してまいります。

以 上

添付資料

- ・制御棒引き抜け事象に関する対策と今後の対応の概要
- ・BWR事業者協議会の活動について - トラブル情報の共有に係る活動状況 -
(平成19年5月28日原子力安全委員会報告資料)

(1) BWR事業者協議会

本協議会は、わが国のBWR（Boiling Water Reactor：沸騰水型原子炉）プラントの安全性と信頼性をさらに向上させるため、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う新たな枠組みとして平成18年4月24日発足。東北電力株式会社、東京電力株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、日本原子力発電株式会社、電源開発株式会社、株式会社東芝、株式会社日立製作所の9社で構成する。

具体的には、協議会の全体方針を決定する「ステアリング会議」の下にワーキンググループを設置し、トラブル情報の共有や水平展開方針、安全性や信頼性に係わるBWRの共通課題について検討などを行う。(平成18年4月25日お知らせ済み)

(2) リターン運転

水圧ラインから原子炉給水系等に連絡している配管の弁を開けて水圧ラインの圧力上昇を防止する運転。プラント運転中はこの弁を閉めている。

【本件に関するお問合せ先】

- 東北電力(株): 広報・地域交流部 電話 022-225-2111 (代表)
- 東京電力(株): 広報部 電話 03-4216-1111 (代表)
- 中部電力(株): 広報部 電話 052-961-3582 (直通)
- 北陸電力(株): 地域広報部 報道チーム 電話 076-441-2511 (代表)
- 中国電力(株): CSR推進部門 報道担当 電話 082-523-6181 (直通)
- 日本原子力発電(株): 広報室 電話 03-4415-5200 (直通)
- 電源開発(株): 広報室 電話 03-3546-9378 (直通)
- (株)東芝: 広報室 電話 03-3457-2100 (直通)
- (株)日立製作所: コーポレート・コミュニケーション本部 広報部 電話 03-5208-9325 (直通)

制御棒引き抜け事象に関する対策と今後の対応の概要

1．抽出した運用面（ソフト）の対策

- ・ 水圧ラインの弁操作においては、水圧ラインの圧力や制御棒位置等の監視を確実に実施する。
- ・ 水圧ラインの弁操作手順を見直し標準化を図る。
- ・ 水圧ラインの圧力上昇を示す警報が発生した際の対応を明確化する。
- ・ 水圧ラインの弁を多数操作する機会を減らすための手順等も含めてプラント停止中の作業を検討する。

2．抽出した設備面（ハード）の対策

- ・ 水圧ライン圧力の「高」または「低」を検出した際に発生する警報が「高／低」の一つになっているプラントは、制御棒引き抜け防止の対応に重要な「高」警報を明確化するために警報を分離する。
- ・ 一層の信頼性向上のために、仮に水圧ライン圧力が何らかの原因で上昇した場合に自動で圧力上昇を防止するよう詳細検討を実施した上で設備改造を行う。

3．BWRプラント所有の電力会社における今後の対応

- ・ 運用面の対策のうち手順書の改訂等については、各社速やかに進め、順次運用に入る。また、プラント停止中の作業については、今年度上期中を目途にBWR事業者協議会で検討を行い、その結果を踏まえて対応する。
- ・ 設備面の対策のうち警報の分離については、警報が分離されていないプラントは至近の定期検査で実施する。また、水圧ラインの圧力上昇防止に向けた設備の改造は、各社の設備や運用への適合性を勘案し適切な対策を選択した上で順次行う。

ISO9001特別監査の受審について

平成19年6月6日
東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

1. 特別監査実施に至る経緯

- 一連のデータ改ざん事案に対し、特別監査を実施する旨の通知を、審査登録機関（ロイド）から受領



- 平成19年5月8日（火）～10日（木）の期間に、特別監査を受審

特別監査の目的

一連のデータ改ざん事案に関して原因の特定と再発防止策の妥当性、効果を確認すること。

審査登録機関を認定する「（財）日本適合性認定協会（JAB）」からの指示により、審査登録機関（ロイド）が発行

2. 特別監査の内容

(1) 監査実施方法

- 一連のデータ改ざん事案が、現状の品質マネジメントシステムの中で歯止めが掛かることを、個々の事案ごとに検証。
- 不適合報告書のサンプリングチェックにより、現状の不適合管理システムが適切に運用されているかどうかを確認。

(2) 監査の結果

- 今回の目的である特別監査の範囲においては、重大及び軽微な不適合は発生しなかった。
- 修正を要するものは次回のフォローアップ監査で確認する。
- 今回の監査対象について再発防止の観点から監査した結果、必要な再発防止の仕組みは構築されていると判断した。

との報告を受領。



個々の事案審査



所長へのインタビュー



審査結果報告

3. 今後の予定

- フォローアップ監査を平成19年8月上旬に受審予定
(第3回目となる定期監査も同時期に受審)



- 今後も審査登録機関からの評価結果を、
業務品質向上のために役立ててまいります。

「当社発電設備に係る再発防止対策の行動計画についての報告」の提出について

平成 19 年 5 月 21 日
東京電力株式会社

当社は、水力、火力、原子力の各発電設備におけるデータ改ざん、必要な手続きの不備その他同様な問題に関する調査結果と再発防止対策について平成 19 年 3 月 30 日に、また、この再発防止対策に基づき、さらに具体的なアクションプランを取りまとめたものを平成 19 年 4 月 6 日に、それぞれ経済産業省原子力安全・保安院へ報告^{*1}いたしました。(平成 19 年 3 月 30 日、4 月 6 日お知らせ済み)

このたび当社は、平成 19 年 4 月 20 日の経済産業省からの指示^{*2}等に基づき、4 月 6 日に報告した再発防止対策、および経済産業省からの指示事項に対する具体的な行動計画を取りまとめ、本日、経済産業省原子力安全・保安院に改めて報告いたしましたので、お知らせいたします。

今回の報告では、4 月 6 日に報告した再発防止対策について、今後のスケジュールを含めてより具体化し、今後の発電設備の安全確保の向上につながる行動計画を策定いたしました。

当社といたしましては、立地地域の皆さまやお客さまからの信頼を得ることが、東京電力グループの事業活動の基盤であることを改めて肝に銘じ、今回報告した行動計画に基づき再発防止対策の確実な実施に向けて取り組み、信頼回復に努めてまいります。

以 上

別添資料

- ・当社発電設備に係る再発防止対策の行動計画についての報告(概要)
- ・当社発電設備に係る再発防止対策の行動計画についての報告

* 1 : 経済産業省原子力安全・保安院へ報告

- ・「当社水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備に対するデータ改ざん、必要な手続きの不備その他同様な問題に関する点検結果についての報告」(平成 19 年 3 月 30 日)
- ・「当社発電設備に対するデータ改ざん、必要な手続きの不備その他同様な問題に関する全社的な再発防止対策についての報告」(平成 19 年 4 月 6 日)

* 2 : 経済産業省からの指示

- ・「発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について(厳重注意及び指示)」(平成 19・04・18 原第 42 号 平成 19 年 4 月 20 日)

当社発電設備に係る再発防止対策の行動計画についての報告（概要）

1. これまでの経緯

当社は、発電設備に係るデータ改ざん、必要な手続きの不備等に関する点検結果および再発防止対策について、平成 19 年 3 月 30 日に原子力安全・保安院に報告した。また、平成 19 年 4 月 6 日には、具体的なアクションプランを取りまとめ、原子力安全・保安院に報告を行った。

本報告書は、平成 19 年 4 月 20 日の経済産業省からの指示に基づき、4 月 6 日に報告した再発防止対策、および経済産業省からの指示事項等に対する具体的な行動計画を取りまとめたものである。

2. 再発防止対策

2.1 基本的な考え方

当社は、平成 14 年の原子力発電所における点検・補修作業に係る不祥事以降、再発防止対策として「4 つの約束」を公表し、「しない風土」と「させない仕組み」の構築をめざし、企業倫理遵守、品質管理の徹底、情報公開などに取り組んできた。しかしながら、今回の発電設備の不適切な取り扱いに対する強い反省をふまえ、「しない風土」と「させない仕組み」を充実し、徹底するとともに、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める取り組みとして「言い出す仕組み」を構築し、実施していくこととした。

2.2 再発防止対策の行動計画の概要

4 月 6 日に報告した以下の再発防止対策について、各対策のアクションプランの実施時期を明確にするなど、具体的な行動計画を策定した。

< 全社大の再発防止対策 >

(1) 意識面（しない風土）の対策

「企業倫理遵守に関する行動基準」の規定内容の充実
部門・職場の特性等を念頭においた企業倫理研修の充実
企業倫理遵守に関する宣誓書への署名
部門間、事業所間のより一層の人材交流の推進

(2) 仕組み面（させない仕組み）の対策

第一線職場の設備や業務実態に適合した規程・マニュアルへの見直し
内部監査機能の強化・充実

(3) 仕組み面（言い出す仕組み）の対策

立地地域・社会の声を業務運営に活かす仕組みの強化
業務の点検月間の設置等による業務の集中的見直しの実施
設備のトラブルや不具合を管理する仕組みの充実
業務プレッシャー等から第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポートの強化
第一線職場支援のための法務・コンプライアンス機能の強化
原子力部門の業務運営の見直し

< 原子力部門の再発防止対策 >

(1) 地域・社会の視点に立って考え・行動するための対策

・部門横断的役職の配置、危機管理体制の整備、対話活動の充実

(2) 意識面（しない風土）の対策

・安全文化の醸成、発電所運営の見える化促進、企業倫理遵守意識の更なる向上、コミュニケーションの更なる活性化

(3) 仕組み面（させない仕組み）の対策

・海水温度管理データに関わる措置、データ管理の明確化、組織としての問題共有と解決の実行、品質保証体制の更なる改善、牽制機能の強化、制御棒引き抜けによる臨界事象の防止

(4) 仕組み面（言い出す仕組み）の対策

・地域・社会のご意見を業務に反映させる仕組みの強化、失敗に学ぶ組織文化を醸成する仕組みの整備、本店の発電所支援機能の強化

(5) 電事連大で展開する再発防止対策を踏まえ実施する対策

・組織風土評価の活用、安全文化醸成にかかる教育の充実、協力事業者との情報共有

3. 経済産業省からの行政処分、指示事項等に対する行動計画の概要

4 月 20 日の経済産業省からの指示事項等、5 月 7 日の行政処分に対して、以下のとおり具体的な行動計画を策定した。

(1) 行政処分

処分内容	行動計画
保安規定の変更命令	経営責任者による安全確保への関与強化、原子炉主任技術者の独立性、運転上の制限の逸脱が発生した場合の国への通報等について検討し、保安規定を変更
保安規程の変更命令	主任技術者の独立性、保安教育の徹底等について検討し、保安規程を変更
技術基準適合命令	小武川第三発電所上来沢川ダムについて、設備改修工事計画を策定し、工事を実施

(2) 経済産業省指示事項

	指示事項	行動計画
原子力	経営責任者による安全確保への関与強化	経営責任者の安全確保に対する関与を強めることを保安規定に記載
	法令関係遵守のため保安教育の徹底	教育内容の決定、教材の作成を行い、教育方法を決定し、各原子力発電所にて教育を実施
	アラームタイパーの原子力保安検査官による監視等	アラームタイパーの記録確認方法を決定し、警報など印字記録を原子力保安検査官が監視
	原子力保安検査官の施設へのフリーアクセスの徹底	情報（会議体）へのアクセスフリー範囲を明確化し、運用を開始
	原子炉主任技術者の独立性が確保された体制の整備	主任技術者の牽制機能、独立性、選任の考え方について基本方針を決定し、保安管理体制を確立
	原子力発電施設の保安検査の結果の公開	トラブル情報などの説明の具体的な進め方を明確化し、保安検査の結果を公開
	NUCIA への登録の推進	NUCIA への入力基準を電事連大で策定し、入力を開始
火力・水力	運転上の制限の逸脱が発生した場合の国への通報	国への通報は実施中。経営責任者へ報告することについては、保安規定に記載
	法令、技術に対する確実な教育訓練の徹底	教育の実施について保安規程を見直し、あわせて関連する社内規程・マニュアル類を改定
	部門間の情報共有	事故・トラブル情報共有のための連絡会の運営方法を改善し、部門間の情報共有を推進
	電力会社間等での情報共有	電事連に事故情報連絡会を設置し、電力会社間等の情報共有を推進

4. 再発防止対策の確実な実施と対策の見直し・改善

立地地域の皆さまやお客さまからの信頼を得ることが、東京電力グループの事業活動の基盤であることを改めて肝に銘じ、今回報告した行動計画に基づき、再発防止対策の確実な実施に努めていく。

再発防止対策については、今後、各部門が実施状況等のフォローを行うとともに効果の検証を実施していく。また、内部監査部門は、各再発防止対策の効果の検証も含めて的確かつ有効に実施されているか確認し、今年度末に再発防止策検討部会へ報告する。これらの検証結果を踏まえ、再発防止対策の継続的な見直し・改善を行う。

経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画（原子力部門）

実施項目	主なアクションプラン	実施部署・対象箇所等	19年度															
			18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1 保安規定の変更命令 (炉規制法第37条第3項)	<p>以下の内容を保安規定に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国に報告すべき事象など重大な事態が発生した場合に、経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築し、経営責任者による安全確保に対する関与を強める。 ・ 原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるように独立性を高める。 ・ 作成して保存すべき記録の対象に、安全上重要な機器等の修理工事に係る記録を追加し、記録すべき内容に法令に基づいて講じた手続きの有無とその内容が含まれるようにする。 ・ 想定外に制御棒が引き抜けた場合が異常発生時に該当するようにする。異常発生時には、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に正確な情報に基づく報告を行う。 ・ 運転上の制限からの逸脱時又は安全上重要な機器等に係る技術基準への不適合が生じたときに、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に正確な情報に基づく報告を行う。 <p>上記内容を保安規定への具体的な記載内容について検討し、記載案を策定する。また、保安委員会の審議結果を踏まえ、記載内容の見直しを行う。 保安委員会にて、記載案について審議、記載の決定を行う。</p> <p>保安規定を改定し、変更申請を行う。 保安規定認可後、各発電所に周知する。</p>	<p>【実施】 原子力運営管理部 保安管理G 【対象】 各原子力発電所</p>			5/7 ● 保安規定変更命令													
4 電力会社の再発防止対策に係る行動計画の策定	<p>再発防止対策を具体的に実現していくために、行動計画を策定する。 実施状況の公表を含め、説明責任の明確化や情報公開に向けた取り組みを行う。</p>	<p>【実施】 原子力・立地業務部 原子力調査G 原子力品質・安全部 運営改善推進G 品質・安全評価G 【対象】 本店・各発電所</p>																
6 直近の定期検査における特別な検査の実施	<p>定期検査の延長・前倒しを検討し、各プラントの検査実施期間を明確にする。 各プラントにおいて、国の行う特別な検査の実施内容について検討し、当社の対応方針を決定する。 各プラントにおいて、通常の定期検査に加え、特別な検査を受検する。 () 原子炉停止中の安全装置の作動状態の確認 () 定期検査前の準備段階毎の現場確認 () 検査判定基準の設置許可や工事計画等に遡った確認 () 検査計器の校正記録や補正係数などの確認</p>	<p>【実施】 原子力運営管理部 保安管理G 【対象】 KK-1、1F-3、2F-4</p>			● 特別な検査の指示													
7 特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監督	<p>保安院の特別原子力施設監督官による、特別な監視・監督を受審する。</p>	<p>【実施】 原子力運営管理部 保安管理G 【対象】 各原子力発電所</p>			● 特別な監督の指示													

実施項目	主なアクションプラン	実施部署・対象箇所等	18年度	19年度																
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
8	警報等印字記録（アラームタイパー）の原子力保安検査官による監視等	アラームタイパーの記録を保安検査官に提示する。 アラームタイパーの内容を現地の保安検査官事務所にて監視する方法について検討する。 アラームタイパーの記録の保存ルールを規定する。		● 警報等印字記録の監視指示																
				アラームタイパーの記録の確認方法について保安院と調整を行い、確認方法を決定																
				警報等印字記録の原子力保安検査官による監視																
9	原子力保安検査官の施設へのフリーアクセスの徹底	「（２）（ｂ）エスコートフリー運用の改善」の項目に記載。																		
10	法令遵守体制等の保安規定への明確化	法令遵守の体制 法令遵守の体制を、保安規定において明確化する。																		
		安全文化醸成の体制 安全文化醸成の体制を、保安規定において明確化する。																		
		根本原因の究明 事故等が発生した場合の原因を根本にまで遡って究明することを、保安規定において明確化する。																		
		公開情報発信 公開可能な安全上の情報の発信を、保安規定において明確化する。																		
			保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施。																	
11	保安の措置のために講ずべき措置の追加	作業手順書等を適正に作成し、これを遵守して保安活動を行う。 メーカーの安全技術についての情報を電力事業者間で共有し、必要に応じて必要な調達管理上の措置を行う。																		
				保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施。																
12	原子炉主任技術者の独立性が担保された体制の整備	「（５）（ａ）主任技術者による牽制機能の充実」の項目に記載。																		
13	制御棒引き抜け等の報告義務化	制御棒駆動操作をしていない状態において、制御棒が動作した場合には、国への報告対象とする。																		
				保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施。																
14	原子力発電施設の保安検査の結果の公開	トラブル情報等の説明の具体的な進め方について検討し、方針を明確にする。 上記に基づき、国と協調して、事故・トラブル等の状況、安全確保・安全向上に対する取り組み状況等について説明する。		● 保安検査結果の公開指示																
				トラブル情報等の説明の具体的な進め方について検討、方針の明確化																
				各プラントの保安検査の結果の公開、説明会のサポート																
17	「原子力施設情報公開ライブラリー（ニューシア）」への登録の推進	「（６）（ｂ）NUCIAによる電力間情報共有の強化」の項目に記載。																		

実施項目	主なアクションプラン	実施部署・対象箇所等	19年度												
			18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
18	検査制度見直しの一部先行実施および充実	現在進めている検査制度を、今回の総点検の結果も踏まえて一部先行的に実施するとともに、内容充実を図る。	【実施】 原子力運営管理部 保安管理G 【対象】 各原子力発電所	保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施。											
19	運転データ情報の監視	必要に応じ、運転データ情報を原子力保安検査官事務所に伝送する。	【実施】 原子力設備管理部 設備設計G 原子力運営管理部 保安管理G 運転計画G 発電管理G 原子力立地・業務部 情報技術G 【対象】 各原子力発電所	保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施。											
20	情報へのフリーアクセスの確保	事業者の保安活動に伴う記録類や保安運営委員会等の保安活動全般に係る情報に対して、保安検査官が日常的に確認できるよう措置する。 検査官・検査員の指摘事項の文書による明確化と、確認事項に対する事業者からの速やかな報告を徹底する。	【実施】 原子力運営管理部 保安管理G 【対象】 保安検査官	保安院の取組結果を踏まえて対応を検討し実施。											

(注) 実施項目の番号は、資料5.「経済産業省指示事項(30項目)に対する行動計画」の該当番号を記載

経済産業省指示(平成19・04・18原第42号)に対する行動計画(原子力部門)

実施項目	主なアクションプラン	実施部署・対象箇所等	19年度												
			18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)	経営責任者による安全確保への関与強化	経済産業省指示事項(30項目)に対する行動計画の項目1に記載。													
(2)	関係法令遵守のための保安教育の徹底	原子炉等規制法及び電気事業法並びにこれに関連する法令を遵守するため、以下の内容で保安教育を徹底し、法令への抵触が起こらないようにする。 ○下記を中心とした、原子炉等規正法並びに関連法規遵守のための教育とする。 ・実用炉規則の改正も含めた原子炉等規制法 ・保安規定改定内容を中心とした保安規定 ○保安規定改定内容を踏まえ、教育内容の検討を行い、教材の作成等を行う。 ○教育内容・教材等を踏まえ、教育方法を決定する。(現状は集合研修による教育を計画する) ○各原子力発電所所員(保安教育の対象者全員)を対象に、上記保安教育を実施する。(本年度内に実施する)	【実施】 原子力・立地業務部 育成・倫理G 【対象】 各原子力発電所	保安規定改定内容等を踏まえ、教育内容について検討し、教材の作成等を行う 教育内容・教材を踏まえ、教育方法を決定する 各原子力発電所にて教育を実施する											
(3)	アラームタイパーの原子力保安検査官による監視等	経済産業省指示事項(30項目)に対する行動計画の項目8に記載。													
(4)	原子力保安検査の施設へのフリーアクセスの徹底	経済産業省指示事項(30項目)に対する行動計画の項目9に記載。													
(5)	原子炉主任技術者の独立性が担保された体制の整備	経済産業省指示事項(30項目)に対する行動計画の項目12に記載。													
(6)	原子力発電施設の保安検査の結果の公開	経済産業省指示事項(30項目)に対する行動計画の項目14に記載。													
(7)	NUCIAへの登録の推進	経済産業省指示事項(30項目)に対する行動計画の項目17に記載。													
(8)	運転上の制約の逸脱が発生した場合の国への通報	経済産業省指示事項(30項目)に対する行動計画の項目1に記載。													

(注) 実施項目の番号は、資料5.「経済産業省指示(平成19・04・18原第42号)に対する行動計画」の該当番号を記載

行政処分に対する行動計画(原子力部門)

実施項目	主なアクションプラン	実施部署・対象箇所等	19年度											
			18年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
1	保安規定の変更命令	経済産業省指示事項(30項目)に対する行動計画の項目1に記載。												

(注) 実施項目の番号は、資料5.「行政処分に対する行動計画」の該当番号を記載

「法務室」の設置について

平成 19 年 5 月 21 日
東京電力株式会社

当社は、7月1日付けで、本店総務部内に「法務室」を新たに設置いたします。

これまで、法務・コンプライアンス機能は、総務部の文書グループが担当しておりましたが、要員や体制面から大幅な強化を図るため、文書グループを廃止し、新たに4グループからなる「法務室」を設置するものです。

当社は、発電設備に関するデータ改ざんや法令手続きの不備などの問題に対する強い反省に立ち、立地地域をはじめ、広く社会の皆さまからの信頼回復をめざし、再発防止対策として「しない風土」と「させない仕組み」を充実・徹底させることに加え、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める「言い出す仕組み」を強化していくこととしております。

今回の「法務室」の設置は、「言い出す仕組み」の柱の一つであり、今後、「法務室」が中心となって、第一線職場の隅々まで入り込んでコンプライアンス上の問題を掘り起こし、解決していくための以下の取り組みを実施いたします。

- ・ 全職場からの直接の法律相談受付ライン（ヘルプライン）の整備
- ・ 全事業所を対象とした「出前法律相談」の実施（1回以上/年）
- ・ 法律相談事例を踏まえた法律関係手引き書の充実
- ・ 法務担当者の他部門・店所との人材交流の一層の拡大

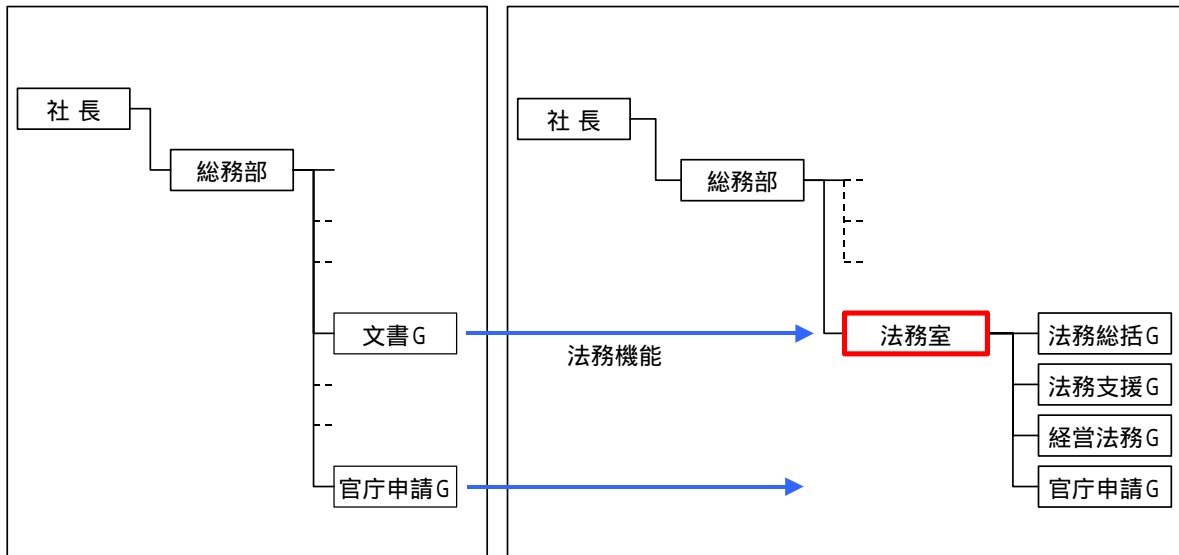
今後とも、立地地域をはじめ、広く社会の皆さまからご信頼いただけるよう、今回の「法務室」の設置をはじめとする再発防止対策の確実な実施に取り組んでまいります。

以 上

< 組織改編の概要図 >

【改編前】

【改編後】



「企業倫理遵守に関する行動基準」の改定について

平成 19 年 5 月 31 日
東京電力株式会社

当社は、本日、発電設備におけるデータ改ざん、必要な手続きの不備その他同様な問題に関する再発防止対策の一環として、「企業倫理遵守に関する行動基準」を改定いたしました。

今後、役員・社員一人ひとりの企業倫理遵守に向けた意識を一層高めるため、本行動基準を遵守することを誓う宣誓書への署名を実施いたします。

本行動基準は、当社グループの行動理念を定めた「東京電力グループ企業行動憲章」に基づき、当社が社会的責任を果たす上で守るべき企業倫理に関する具体的な行動を示したものです。

このたびの改定は、4月6日に経済産業省原子力安全・保安院に報告した「当社発電設備に対するデータ改ざん、必要な手続きの不備その他同様な問題に関する全社的な再発防止対策についての報告書」において、意識面（しない風土）の対策の一つとして掲げたもので、これまでの行動基準をもとに、新たな項目を追加するなど見直しを図り、実践すべき行動として一層の具体化と明確化を図りました。

主な改定内容は、以下のとおりです。

新たに追加した項目

- ・ データの適正な記録・管理（第1章3条1項・・・P.6参照）
- ・ 法令等の確認・解釈の仕方など、仕事をするにあたっての基本姿勢（第1章2条4項・・・P.5参照）
- ・ 保安規程・規定の遵守の重要性（第1章2条1項・・・P.5参照）
- ・ 設備の建設・運転・管理に携わる者のあるべき姿勢・心構え（第2章1条・・・P.6参照）
- ・ 日常業務における問題発見努力と適正な改善（第1章2条4項・・・P.5参照）
- ・ 役員・管理職に求められる心構え（第1章4条・・・P.6参照）

現状の表現を強調した項目

- ・ 行政への事故報告等を含む事業運営に関する透明性の確保（第3章2条・・・P.7参照）

なお、改定作業にあたっては、当事者としての社員の意識を高めるため、社内から広く意見を募集いたしました。

今後は、本行動基準を社内に広く浸透させるため、職場研修等の活動を実施するとともに、本行動基準の遵守について、役員・社員の一人ひとりが宣誓書に署名して勤務中に常時携帯することにより、企業倫理遵守の意識づけを図ってまいります。

以 上

別紙 1 : 「企業倫理遵守に関する行動基準」の改定にあたって

別紙 2 : 「企業倫理遵守に関する行動基準」(改定版)

別紙 3 : 「宣誓書の例」

「企業倫理遵守に関する行動基準」の改定にあたって

私たちは、平成14年8月に公表した一連の原子力不祥事を契機として、二度とこのような事態を引き起こすことのないよう、社会からの信頼を回復すべく、企業倫理遵守の徹底に取り組んできました。

その一環として、全社規模で小グループ討議や意見交換会を通じて寄せられた1万件を超える意見を反映し、私たちが企業倫理に沿った行動をとるための「モノサシ」として、平成15年3月に制定したのが“企業倫理遵守に関する行動基準”です。

その後私たちは、本行動基準を、日常の業務に定着させるべく、研修や啓発活動を展開してきましたが、残念ながら、昨年から今年にかけて発電設備に関する一連のデータ改ざん等の不適切な取り扱いが発覚し、その規定内容および取り組みが不十分だったことを痛感しました。

そこで、本行動基準について、これまで不十分だった企業倫理遵守に関する行動が、実践すべき行動としてより具体的かつ明確になるよう、規定内容を充実することとし、社員からの意見募集・反映を経て、改定しました。

東京電力が、再び失った信頼を回復するためには、私たち一人ひとりが、新しい行動基準を、きちんと理解したうえで、日常の業務において実践することが不可欠です。

私たち経営トップも、この行動基準を実践することを宣誓し、実践します。

みなさんも一緒にこの行動基準を遵守することを宣誓し、実践することにより、私たちの東京電力を、社会から真に信頼される会社にしましょう。

平成19年5月

東京電力株式会社

会長 田村滋美
社長 勝俣恒久

企業倫理遵守に関する行動基準

私たちは、「エネルギーの最適サービスを通じて豊かな生活と快適な環境の実現に貢献する」というグループ経営理念の下、東京電力が、社会と共に持続的成長を遂げ、「エネルギー・サービスのトップランナー」となることを目指して、行動します。

その際に、その行動が企業倫理に反することのないよう、それぞれの立場や仕事の局面において、以下に定める「行動基準」を遵守します。

I. ルールの遵守

～ 私たちは、何よりも人を大切に考え、法令をはじめとする社会のルールを必ず守ります。

1. 人間の尊重

(1) 安全を最優先

私たちは、安全を常に最優先に考え行動します。

私たちは、安全に関する規制法令、保安規程・規定等を遵守することはもとより、

- ・ 運営する設備などにおいて、安全確保対策を確実に実施します。
- ・ 異常や危険の兆候を発見した場合は、最善の安全措置をとります。
- ・ 万一、事故や災害が発生した場合には、迅速な救護と復旧に努めます。
- ・ 現場の作業環境や手順などについて、安全第一を徹底して公衆ならびに作業従事者の安全確保に努めます。

(2) 環境への配慮

私たちは、環境に関する法令等を遵守することはもとより、

- ・ 資源の有効活用や省エネルギーに努めます。
- ・ 事業活動に伴う環境負荷を極力低減するよう努めます。

(3) 人権の尊重

差別・プライバシーの侵害の禁止

私たちは、互いに人として敬意を払い、常に相手の立場にたって考え、行動します。

私たちは、性別、信条、身体的条件、社会的身分などによる差別やハラスメント（いやがらせ）プライバシーの侵害を決して行いません。また、他人がそれをするを許しません。

働きやすい職場環境の整備

私たちは、一人ひとりの人格、個性や多様性（ダイバーシティ）を尊重します。

私たちは、多様性に富んだ一人ひとりが能力を向上し発揮できるよう、安全で働きやすい職場環境を整備します。

2. 法令等の遵守

(1) 法令の遵守

私たちは、国内外の法令およびその精神を遵守し、社会のルールに反する行為を決して行いません。

私たちは、電気事業に携わる者として、

- 事業の規制に関する法令に基づき、適正な事業運営を行い、電気事業者としての使命、責任を確実に果たします。特に、
 - 電気事業法に基づき経済産業大臣に届け出た保安規程を遵守し、電気工作物の保安に万全を期します。
 - 原子炉等規制法に基づき経済産業大臣に申請した保安規定を遵守し、原子炉施設の保安に万全を期します。
 - 電気事業法に基づき、電気の安定供給を確実に果たします。
- 独占禁止法および関連諸法令に基づき、市場において良識ある行動に努め、公正、透明、自由な取引を行います。
- 会計処理および税等に関する法令に基づき、経理処理、財務報告、納税を適正に行います。

(2) 契約の遵守

私たちは、お客さま、お取引先、地域社会などと取り交わした契約や約束を必ず守ります。

(3) 社内規程等の遵守

私たちは、規程等の社内ルールを遵守し、厳正かつ的確に業務を処理します。また、これらの社内ルールを、社外の動向や業務の実態を勘案し、適切な内容となるよう、適宜見直します。

(4) 法令等の遵守に向けた行動

私たちは、法令・社内規程等を的確に遵守するため、

- 自らの業務に関連するルールについて把握するとともに、日頃、その知識の向上に努めます。
- 業務処理等の場面において、該当するルールを適宜確認するとともに、その解釈に疑義が生じたり、悩んだりした場合は、決して曖昧なままにしたり、内輪で勝手な解釈をしたりすることなく、社内外の関係箇所に必ず確認します。

私たちは、日頃の業務において、法令・社内規程等に反することがないか、確認に努めるとともに、問題が発見された場合は、速やかに、公明正大に対処します。

3. 情報の適正な取り扱い

(1) 文書の正確な作成・適正な管理

私たちは、業務に関する文書を、事実に基づき正確に作成し、適正に管理します。

特に、社会の信頼、安全・安心のベースとなっている設備の建設・運転・保守等に係わる各種データや異状の有無等の記録文書については、決して改ざん等することなく、正確に作成します。

(2) 個人情報の保護

私たちは、個人情報を、適正に取得、利用、管理します。本人の同意を得るなどの正当な理由なく、目的外の利用や第三者への開示を行いません。

(3) 知的財産の保護

私たちは、他者および当社の知的財産を尊重し、

- ・ 外部情報については、他者の知的財産を侵害しないよう、適正な手段で入手、利用します。
- ・ 社内情報については、知的財産の価値に応じ、的確に保護します。

(4) 機密情報の保持

私たちは、当社の機密情報を、適正に管理します。会社の許可なく第三者に開示したり、業務以外の目的で私的に使用しません。

(5) インサイダー取引の禁止

私たちは、未公表の会社情報に基づくインサイダー取引を行いません。

4. 役員・管理職としての任務の遂行

役員・管理職は、その職責・役割を強く認識し、本行動基準を自ら率先して遵守するとともに、職場において企業倫理遵守の徹底を図ります。

II. 誠実な行動

～ 私たちは、東京電力の一員として、社会の信頼を誇りに、お客さまの満足を喜びに感じることができるよう、誠実に行動します。

1. 基本姿勢

私たちは、一人ひとりが社会の一員であるとの認識にたち、すべての人に誠意をもって接するとともに、良き市民として地域社会に積極的に貢献していきます。

私たちは、社会の信頼とお客さまの満足を得るよう、前例にとらわれることなく、自らの業務について、その品質がどうあるべきかを常に考え、改善・改革に努めます。

私たちは、社内外のルールを遵守しつつ、誠実な行動が果たせるよう、自らの知識・技能の向上をはじめとする自己研鑽に努めるとともに、そのベースとなる社会的感性を磨いていきます。

特に、設備の建設・運転・保守等に携わる者は、社会から安全・安心の確保を託されている

ことを強く認識し、その期待に応えるよう、真摯な態度で業務に取り組みます。

2. 社外との適切な関係

(1) お客さまやお取引先との関係

私たちは、お客さまやお取引先などに対し、常に相手の立場にたって考え、誠実に接します。贈答や接待については、受ける場合、行う場合とも、良識の範囲内にとどめ、節度ある健全な関係を保ちます。

私たちは、関係会社や協力企業を含め、お取引先とは、パートナーシップにより支えられていることを十分に認識し、相互の信頼関係を構築します。

(2) 政治や行政との関係

私たちは、政治や行政に対し、健全で透明な関係を保ちます。親睦等の単なる交流についても、その時期や態様等をよく考慮し、十分に節度を保ちます。

(3) 反社会的勢力に対する姿勢

私たちは、反社会的な勢力に対し、毅然とした態度で臨みます。どのような名目であっても、いかなる利益供与も行いません。

3. 公私のけじめ

私たちは、会社における職務や地位を、私的利益のために利用することはしません。

私たちは、私的利害が会社と対立する状況が生じた場合、中立的な立場を維持し会社に不利益となるような行為を行いません。

私たちは、会社の財産（設備、備品、貸与品、金銭、知的財産等）を私的な目的で使用しません。

私たちは、職場において、会社の許可なく政治や宗教等の個人的な活動を行いません。

III. オープンなコミュニケーション

～ 私たちは、オープンなコミュニケーションを通じて、明るく元気な職場をつくり、速やかな課題解決と社会からの信頼獲得に努めます。

1. オープンな話し合い

私たちは、業務や職場の課題について、常に問題意識を持ち、お互いにオープンに話し合います。

私たちは、職場で解決困難な問題があった場合、決して抱え込むことはせず、上位職者や上位機関に対し相談し速やかに解決を図ります。

特に、上位職者や上位機関は、下位職者や下位機関からの相談について、どのようなものであっても必ず受け止め、真摯に対応します。また、日頃から相談しやすい職場環境づくりに努めます。

2. 社会との積極的なコミュニケーション

私たちは、お客さま、地域社会、株主や行政に対して、企業活動の状況、設備のトラブル・

事故等をはじめとする安全に関わる情報を、適時・適切かつ積極的に開示、報告し、事業運営に関する一層の透明性を確保します。

私たちは、お客さま、地域社会、株主やお取引先との対話等を積極的に行い、その期待に誠実に応えていきます。

【運用ルール】

1. 本行動基準の主語

本行動基準の主語は「私たち」であり、東京電力の役員・社員を指しています。

本行動基準の内容や解釈に関して疑義や意見がある場合は、企業倫理委員会統括事務局(企業倫理グループ)に問い合わせてください。

2. 本行動基準に違反した場合の対応

本行動基準に反して、企業倫理上問題がある行為を行った場合は、就業規則に基づき、懲戒処分の対象となります。

仕事の進め方などが本行動基準に反し、企業倫理上問題あるのではないかと疑問に感じたり、判断に迷ったときは、必ず上司に相談してください。もし、上司に相談できない雰囲気があったり、相談しても聞いてもらえない場合は、必ず「企業倫理相談窓口」に相談してください。

「企業倫理相談窓口」へ相談した場合、相談者のプライバシーは厳重に保護されるとともに、相談したという行為自体を理由に会社から不利益な取り扱いを受けることは一切ありません。

3. 本行動基準の定着に向けた活動

本行動基準の定着を図るため、役員・社員の一人ひとりが、行動基準を理解した上で、行動基準の遵守に関する宣誓書に署名するとともに、定期的に職場において研修等を実施します。


4. 本行動基準の見直し

本行動基準は、社内外の情勢変化に適応するため、職場からの意見や社内モニタリング調査結果等に基づき、企業倫理定着に向けた活動計画と合わせて、毎年、企業倫理委員会において審議し、必要に応じて見直します。

本行動基準をさらに具体化する必要がある場合、当該職場の行動基準を作成することができます。その場合は、企業倫理委員会統括事務局(企業倫理グループ)に報告してください。

以上

宣誓書の例


 **宣 誓 書**

私は、東京電力が、事業活動の基盤である“社会の信頼”を真に
得ることができるよう、「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守
することを誓います

平成19年5月31日
氏名: 田村 滋美

私の行動宣言

ささいなことでも
良く考えて的確に対処

 **宣 誓 書**

私は、東京電力が、事業活動の基盤である“社会の信頼”を真に
得ることができるよう、「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守
することを誓います

平成19年5月31日
氏名: 勝保 恒久

私の行動宣言

ルールを守る
環境づくり!!